

団体の概要 (N G O / N P O 用)

団体名 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

所在地	〒 160-0004 東京都新宿区四谷 1 -21 戸田ビル 4 階 TEL: 03 - 5368 - 2735 FAX: 03 - 5368 - 2736 E-mail: kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp		
ホームページ	http://www.kokumin-kaigi.org./		
設立年月	1998 年 9 月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 年 月 日		
代表者	立川 涼	担当者	中下 裕子
組 織	スタッフ (非常勤) 2 0 名 (内 専従 1 名) 個人会員 1,505 名 法人会員 55 名 その他会員 (賛助会員等) 名		
設立の経緯	1997 年 9 月に「奪われし未来」(翔泳社) が日本で出版され、ダイオキシン・環境ホルモンの生物全般への、特に次世代への悪影響が社会問題として認識されるに至った。日本においては、過去に水俣病やカネミ油症などの社会的事件が起きているが、このような事件を引き起こさないためにも、ダイオキシン・環境ホルモン問題をはじめとする有害化学物質について予防原則に立脚した有効な対策を講じることが求められていた。そこで、将来を担う子どもたちのためにも、様々な対応策を実施する必要があると考え、現実的な政策提言、啓発活動や調査・研究活動を目的とした当団体を 1998 年 9 月に設立した。		
団体の目的	ダイオキシン・環境ホルモン (内分泌攪乱化学物質) 等の有害化学物質による汚染問題について、多数の市民が参加して有効な政策提言等を行うことにより、予防原則の確立を含む実効性のある汚染防止対策および被害救済を実現させることを目的としている。		
団体の活動 プロフィール	1. 政策提言 ・ダイオキシン類緊急対策提言 (第一次 ~ 第三次) ・「循環型社会基本法」(仮称) の立法提言 ・容器包装リサイクル法の改正提言 など 2. スtockホルム条約成立に向けた取組 ストックホルム条約策定交渉会議 (I N C) に N G O として参加し、ロビー活動を行った。 3. 調査・研究 男児出生比率調査を行い、環境ホルモン学会でポスター発表を行った。 4. 環境教育ビデオ「4 R でごみダイエット ~ ごみと循環型社会」の製作 5. 国民会議ブックレットの刊行 『化学物質から子どもを守る』(2003 年 3 月)、 『食品のダイオキシン汚染 ~ ダイオキシンから身を守るために』(2003 年 5 月) 『知らずに使っていませんか? 家庭用品の有害物質』(2004 年 9 月) 6. シンポジウム、講演・学習会 これまで、40 数回にわたってシンポジウム、講演会、学習会を実施し、国民に対する啓発活動を行っている。 7. ニュースレターの発行		

活動事業費 (平成15年度) 6,441千円

政策のテーマ

「子ども環境保健法」(仮称)の制定

- 政策の分野
- ・ 化学物質対策

団体名：ダイオキシン・環境ホルモン
対策国民会議
担当者名：中下 裕子(事務局長)

- 政策の手段
- 法律及び国際条約の制定・改正または司法解決
- 制度整備及び改正
- 調査研究、技術開発、技術革新
- 組織
- 情報提供

政策の目的

環境中や食品・飲料水・製品に含まれる有害物質について、予防的取り組み方法に基づき、リスク削減の措置を講じることにより、子どもの健康への悪影響を未然に防止し、もって有害物質のない環境で生まれ育つ子どもの権利を実現することを目的とする。

背景および現状の問題点

いま、子どもたちを取り巻く環境には有害物質が溢れている。まず、食べ物や飲料水の中には、食品添加物や残留農薬、重金属などが含まれている。住まいの中にも、床、柱、壁、じゅうたん、家具、防虫剤、殺虫剤などにさまざまな有害物質が使われている。このほか衣類やおもちゃ、化粧品、医薬品などにも多種多様な有害物質が含まれている。

保育所や学校も決して例外ではない。校庭の除草や消毒に使用される農薬類、プールの消毒剤、校舎の建材、さらには学校給食まで、さまざまな有害物質が使われている。さらに、有害物質は母体や母乳中にも含まれており、胎児や乳児の汚染を引き起こしている。

こうした有害物質による健康被害を未然に防止するために、環境基準や食品安全基準などの各種基準値等が設けられているが、それらは大人をベースにしたものがほとんどである。しかしながら、成長段階にある子どもは、大人と比べて化学物質の影響を受けやすいことが知られている。子どもは決して「小さい大人」ではない。こうした子どもの特性に配慮した対策が必要である。

1997年、G8の環境大臣会合で「子どもの環境保健に関する8カ国の環境リーダーの宣言」(マイアミ宣言)が採択された。同宣言は、子どもの脆弱性を考えると、現行の保護レベルでは十分に子どもの健康を保護することができないことがあり得るとの現状認識に立った上で、「暴露の予防こそが子どもを環境の脅威から守る唯一かつもっとも効果的手段」であると明言し、子どもの特徴を考慮した環境リスク評価と基準の設定などの課題に各国が環境問題の最高の優先順位として取り組むことを確認している。

これを受けて、アメリカ、EUなど各国ではさまざまな子どもの環境保健対策が講じられている。わが国でも、東京都では「化学物質の子どものガイドライン」を策定するなどの取り組みが行われている。しかし、国レベルでは、子どもの環境保健に的を絞った総合的な取り組みはいまだ行われていない。わが国においても、前記マイアミ宣言に基づく対策を早急に講じることが求められている。

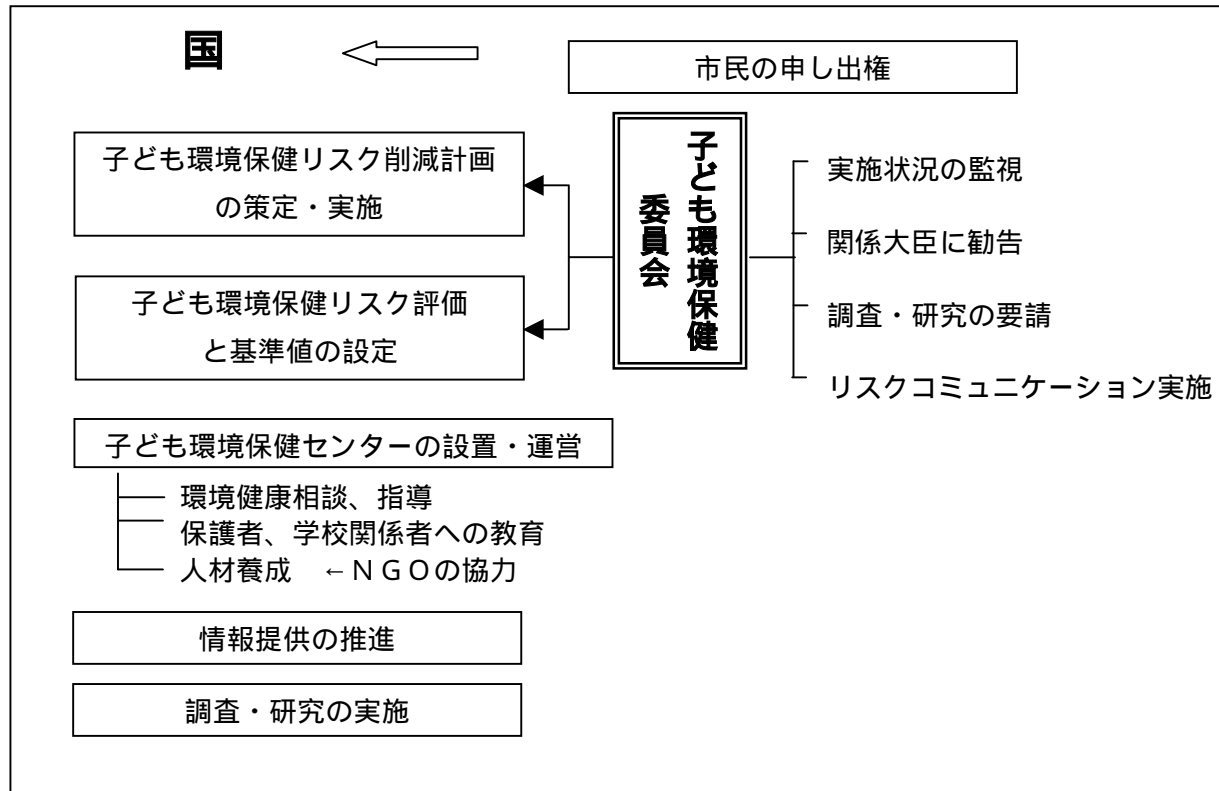
政策の概要

「子ども環境保健法」（仮称）の制定

以下の内容を含む子ども環境保健法を制定する。

- 有害化学物質のない環境で生育する子どもの権利
全ての子どもは、有害物質のない環境（母胎内を含む）で生まれ育つ権利を有する。
- 基本理念
予防的取り組み方法、 代替の原則、 情報公開
- 子どもリスク評価、安全基準値の設定
現行基準を子どもリスク評価の観点から見直し、必要な場合には、子ども基準値を設定する。
- 「子ども環境リスク削減計画」の策定・実施
国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの環境リスクを削減するための計画を策定、実施する。
- 子ども環境保健委員会の設置
・医師、看護師、保健士、公衆衛生・産業衛生の専門家、環境毒性学者、保育・学校関係者、父母代表、N G O代表から構成される独立の第三者機関である子ども環境保健委員会を設置する。
・同委員会は、子ども環境リスク評価・安全基準値の設定や、子ども環境リスク削減計画の策定・実施に対して意見を述べる、関係大臣に必要な措置を勧告、資料提出や調査を要請、リスクコミュニケーションを要請するなどの任務を行う。
- 子ども・市民・市民団体の申し出権
何人も子どもの環境保健の維持、向上のために必要な政策に関し、環境大臣らに対し適切な措置を講じるよう申し出ることができる。
- 子ども環境保健センターの設置
国・地方公共団体は子ども環境保健センターを設置し、子どもの環境保健のための保健指導の実施や、そのための人材養成を行う。
- 子どもの保護者、学校関係者への教育
国・地方公共団体は、こどもの保護者及び保育・学校関係者に対して、子どもの環境保健の向上のための教育を行う体制を整備する。
- 有害性情報の報告
事業者は、その製造・輸入・使用・販売にかかる食品・製品に含有される化学物質について、子どもの健康へのリスクに関する情報を入手したときは、その内容を環境大臣に報告しなければならない。
- 情報提供の推進
国・地方公共団体・事業者は、子どもの環境保健を向上させるため、必要な情報を国民にわかりやすく提供しなければならない。
- 表示制度の整備と適切な運用の確保
国は、子どもの環境リスクを削減するため、食品・製品の表示制度を整備するとともにその適切な運用を確保しなければならない。
- 調査研究の推進
国は、有害化学物質による子どもの健康への影響に関する調査研究を推進しなければならない。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）



地方公共団体

子ども環境保健リスク削減計画の策定・実施

子ども環境保健センターの設置・運営

情報提供の推進

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

●国の役割

国は、基本理念に則り、環境中及び食品・飲料水・製品に含まれる有害物質による子どもの健康への悪影響を未然に防止するために必要な施策を総合的に策定し、実施する。

●地方公共団体の役割

地方公共団体（都道府県及び市町村）は、環境中及び食品・飲料水・製品に含まれる有害物質による子どもの健康への悪影響を未然に防止するために特に重要な役割を果たすものであることにかんがみ、基本理念に則り、国との適切な役割分担の下に、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた政策を策定し、実施する。

●事業者の役割

食品・製品の製造・輸入・使用・販売者は、その製造・輸入・使用・販売にかかる食品・製品に含有される物質の子どもの健康に与える影響を把握し、当該物質により子どもの健康に係る被害が生じることのないようにしなければならない。

●保育・学校関係者の役割

保育・学校関係者は、保育園・幼稚園、学校において有害物質による子どもの健康被害が生じることがないように環境保健の維持・向上に努め必要に応じてその改善を図らなければならない。

●子どもの保護者・市民団体の役割

こどもの保護者・市民団体は、環境中や食品・飲料水・製品に含まれる有害物質による子どもの健康への影響について理解を深めるとともに、子どもの環境保健の向上についての施策について意見を表明するよう努めることによって、子どもの健康被害を未然に防止するために積極的な役割を果たすものとする。

政策の実施により期待される効果

近年、子どものアレルギー疾患急増、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）、自閉症の増加が懸念されている。この原因として胎児期から出産前後までの高感受期における環境中の化学物質への暴露があることが指摘されている。

子ども環境保健法の制定により、このような暴露を減少させることができれば、こうした疾患の増大に歯止めがかかることが期待される。

また、近年、シックスクールにより通学ができなくなる子どもも出現しているが、子ども環境保健法が制定され、適切な基準値の設定、リスク削減策が実施されることにより、こうした子どもたちへの被害も現象させることができる。

その他・特記事項

昨年6月、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議では「子ども環境保健法」（仮称）の立法提言を取りまとめ、すでに環境大臣、厚生大臣に提出している。

また、国民、教育関係者への啓発活動として、『化学汚染から子どもを守る』、『食品のダイオキシン汚染』といったブックレットを刊行し、講演活動などを行っている。

11月6日には「子どもの健康が危ない！～子どもの環境保健法制定に向けて」という講演会（講師：立川涼・国民会議代表、黒田洋一郎・東京都脳神経科学総合研究所客員研究員、森千里・千葉大学医学部教授）の開催を予定している。12月11日には岡山でも同じ講師陣による地方講演会を開催する予定で、来年2月には佐賀県でも同様の地方講演会の開催を企画している。